

令和3年1月13日

保護者 各位

聴覚支援学校長

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について

新春の候、保護者の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本校教育活動の充実につきましては、保護者の皆様のご理解とご協力のもと、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた上で、計画的な実施ができておりますことに感謝申し上げます。

さて、県内での新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、県では1月12日（火）に、独自の緊急対策として新型コロナ特別措置法に基づき、全県民に対し不要不急の外出自粛を求めることなどを決めたとの報道がありました。

また、県内の感染状況について、政府の対策分科会が示すステージⅢ（感染急増）相当に悪化したと判断し、感染拡大防止のため県民の積極的な行動抑制を通し、人と人との接触機会を減らすことが必要と、これまでより強い対策が打ち出されています。

さらに、県教育委員会では、県内の感染状況がステージⅢであるとされたことに伴い、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準における対応を“レベル2”に引き上げ、学校における対応について、危機意識を高め感染症対策を行うよう通知がありました。

つきましては、下記のとおり感染症予防対策をより一層徹底した上で、教育活動を進めてまいりますので、今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 1 対象期間 令和3年1月13日（水）から同年2月7日（日）まで
※終了期日が変更となる際は、改めて通知します。

2 学校内の感染症対策について

- (1) 基本的な感染症対策「3つの密（密閉、密集、密接）避けるための対策」を徹底して感染リスクの低減に努めます。
- (2) 感染リスクの高い学習活動を除いた通常の教育活動は、徹底した感染症対策を講じた上で実施します。
- (3) 健康観察を徹底します。（登校前の検温等や登校後における健康観察）
- (4) 給食・昼食時には、飛沫を飛ばさないよう、対面にしない、大声での会話を控える等を徹底し、食事後の歓談時には必ずマスクを着用します。
- (5) 冬季においても換気を行い、日々の清掃活動を徹底します。
- (6) 感染者や濃厚接触者について、差別・偏見や中傷を防止するための指導を徹底します。
- (7) 緊急事態宣言対象地域（今後追加される地域も含む。以下同じ。）への不要不急の往来は自粛するように指導します。